

新潟市職員自主研究グループ奨励要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市職員研修規程（昭和36年新潟市訓令第12号）第12条に規定する自己開発のうち、自主研究グループの奨励に関し、必要な事項を定め、自主的な職員の学習・調査・研究を行うグループの結成を奨励し、職員資質の向上を図ることを目的とする。

(援助の対象)

第2条 援助の対象となる自主研究グループ（以下「グループ」という。）は、その研究内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 行政についての理解を深め、市職員としての資質向上が促されるもの。
- (2) 市政に反映しうる新たな施策及び行政能率の改善・向上に関するもの。
- (3) その他、市行政の推進に関するもので市長が適当と認めるもの。

(グループの構成)

第3条 グループは、原則として異なった職場の職員5人以上で構成するものとし、職員が自由に加入、脱退できるものとする。

(グループの活動期間等)

第4条 グループの活動は、次に定めるものとする。

- (1) 活動は、定期的・継続的に行うものとする。
- (2) 活動期間は、当該年度内とする。
- (3) 活動時間は、原則として勤務時間外とする。

(申請)

第5条 援助を受けようとするグループの代表者は、援助申請書（別記様式第1号）に研究内容、活動計画、構成員の氏名等を記載のうえ、定められた期日までに市長に申請しなければならない。

(援助の決定)

第6条 前条の申請があったときは、市長はその内容を審査し、援助の可否を決定のうえ、申請のあったグループの代表者に通知するものとする。（別記様式第2号）

（援助の内容）

第7条 前条の規定により援助の決定を受けたグループに対し、研究活動に必要な次に掲げる経費を予算の範囲内で援助する。ただし、研究活動に必要な経費の援助は、1グループにつき3回を限度とする。

- （1） 指導助言者に対する謝礼および旅費
- （2） 図書、資料、教材費等の購入費
- （3） 印刷製本費
- （4） 会場借上料
- （5） その他研究活動に必要な経費

2 市長が適当と認めるときは、グループに会議室を使用させ、又は研修機材を貸与することができる。

（報告）

第8条 援助を受けたグループの代表者は、各年度末までに活動成果報告書（別記様式第3号）により市長に報告しなければならない。

（申請事項の変更等）

第9条 経費の援助を受けたグループは、援助申請書の申請事項に変更等があったときは、速やかに援助申請変更届（別記様式第4号）により市長に届け出のうえ、承認を受けなければならない。

（援助金の返還）

第10条 経費の援助を受けたグループが研究活動の全部又は一部を行なわなかったとき、市長は援助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（研究の成果の活用）

第11条 自主研究グループ活動の研究成果等は、市政推進の参考とするとともに、優れ

たものについては広く職員に公表する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。